

堺市立学校で使用する教科書の採択基準

堺市教育委員会

小学校、中学校、支援学校及び支援学級並びに高等学校における令和 9 年度使用教科用図書（以下「教科書」という。）の採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基準を踏まえ、次のとおりとする。

- 1 小学校の令和 9 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 5 年度の採択基準に準じて行う。
- 2 中学校の令和 9 年度使用教科書については、学校教育法附則第 9 条の規定による支援学級における教科書を除き、義務教育諸学校の教科書の無償措置に関する法律第 14 条、同法施行令第 15 条第 1 項の規定により、令和 8 年度使用教科書と同一の教科書を採択しなければならない。また、同法施行令第 15 条第 2 項、第 3 項及び同法施行規則第 6 条の規定により、新たに採択する必要があるときは、令和 6 年度の採択基準に準じて行う。
- 3 支援学校及び支援学級の令和 9 年度使用教科書については、児童生徒の障害や発達の状況を勘案し、個々の可能性を伸ばす観点から、文部科学省の検定を経た教科書、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第 9 条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）のうち、最も適切な教科書を採択する。
一般図書（特別支援学校・学級用）を採択する場合は、大阪府教育委員会が別に提示する「附則第 9 条関係教科書選定資料」の中から、児童生徒の障害や発達の状況を考慮し、最も適切な教科書を採択する。
- 4 高等学校の令和 9 年度使用教科書については、「高等学校用教科書目録（令和 9 年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択する。その際、それぞれの課程や学科の特性等を考慮して、同一種目において課程及び学科ごとに異なる教科書を採択することができる。

ただし、同一種目で毎年採択替えをすることは原則として避ける。